平成２８年（フ）第１３４０号
大阪府東大阪市若江北町１丁目14番21号　ソシア甲陽102号、前住所大阪府八尾市明美町２丁目３番７号
破産者　金井　大典
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４８８号
大阪市東住吉区西今川２丁目２番19号
破産者　平松　　律
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６７号
堺市中区東山953番地５
破産者　柳生　浩司
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２７号
大阪府和泉市光明台２丁目15番７号
破産者　松岡　篤志
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８６０号
京都市南区唐橋川久保町37番地７　エスリード京都洛南702、開始決定時の住所神戸市北区筑紫が丘５丁目４番地の20
破産者　久枝　　創
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２号
福岡県大牟田市大字歴木673番地１　ウェルパートⅡ　Ｃ－１、前住所愛媛県西条市船屋乙24－２　今治造船西条工場船屋寮
破産者　榊田　　臣
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１３０号
北九州市若松区大字安屋2416番地１
破産者　中城　貢一
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３号
大分県宇佐市大字上田695番地の４
破産者　大石　　郁
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５６号
鹿児島県熊毛郡南種子町茎永156番地３
破産者　牧瀬　市子
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
鹿児島県肝属郡東串良町池之原2077番地１、開始決定時の住所鹿児島県肝属郡肝付町宮下1068番地３
破産者　佐々木友男
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
北海道千歳市柏陽１丁目２番地の３
破産者　柳谷　　真
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３８８号
盛岡市中野１丁目19番25号　グランディールＨＳ101号、開始決定時の住所盛岡市東中野町14番18号
破産者　吉田　竜二
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４３７号
仙台市泉区実沢字蒜屋敷37番地、従前の住所仙台市太白区砂押町３番11号　シャーメゾンＡ101
破産者　柴田　　康
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６１０号
仙台市宮城野区岩切字今市90番地　ブライトンハウス弐番館205、破産手続開始決定時の住所仙台市泉区南光台南３丁目21番18―303号
破産者　森　　直之
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
仙台市若林区遠見塚１丁目13番19号
破産者　東海林真衣
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
宮城県岩沼市中央４丁目６番424号
破産者　志賀　芳子
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
川崎市中原区木月４丁目38番11号　ハイツシーサー　303
破産者　鈴木　　覚
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１６号
長野県岡谷市神明町１丁目４番８号　ロワール神明102号、前住所長野県岡谷市加茂町２丁目13番11号
破産者　小泉　　誠
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部